

着陣候。二三日中には越中表へ可相越候條、承候通御透次第可致言上候。涯分不可有疎意候。旁追而可申述候。恐々謹言。

羽柴左衛門督

天正十三年
潤八月六日

秀政 在判

後藤才兵衛殿

御返報

閏八月七日。羽柴秀吉金澤より、大坂城中の女房こほに、越中討伐の事情を報す。

【北徴遺文】

一九一四

廿五日・廿九日の御ふみ、一どに見り。このおもてのと、(佐々成政)くらのすけ色々なき候まゝ、くにをめしあげ、いのち迄たすけ、あしよわどもまでも、ことごとく昨日はや京までさしのぼせ候。かんにんぶんすこしとらせ候。(寛)と山のゑろをも、ことごとくわらせ候。あつちうをは、(利家)又さへもんにつかはし候。はやひまをあけ候まゝ、とやまよりきのふとなみ山までむまをおさめ候。けふはかな

ざわへこし申り。あちぜんきたのしやうには、四五日とうりう候て、くにおきめなど申つけ候て、十四日ころには大坂へかへり候はんまゝ、こゝろやすかるべく候。又きあひもよく候。ふみをばめちととろく候まゝ、かゝせ候てこしり。めてたくも。

天正十三年
壬月七日

朱印
(羽柴)ひで吉

閏八月七日。羽柴秀吉金澤より、本願寺顯如に、越中討伐の事情を報す。

【本願寺文書】 山城

一九一五

此表爲見廻使札、殊道服二・鐵炮合藥貳百斤贈賜候。祝着之至候。仍越中儀、俱利伽羅峠ニ立馬、先勢東は立山うば堂・つるぎの山麓迄、悉令放火候處、木船・守山・増山以下、所々城共敗北付而、(佐々成政)藏助令降參、(編田)信雄相頼、(寛)外山之居城相渡、黒衣鉢ニ而當陣へ走入候之條、命之儀令赦免、則外山へ寄馬、諸城物主相付、國之置目等申付候。藏介足弱以下大坂へ差上、彼外山令被却除明候之條、今日加州

迄納馬候。寔太刀も刀も不入躰ニ而、任一篇候間可御心易候。頼令上洛候之條、猶其節可申承候。恐々謹言。

天正十三年
壬八月七日

秀吉 在印

本願寺殿

閏八月十一日。前田利家、越中射水郡西田國泰寺に、その方丈を守山城に移すべきを告ぐ。

【國泰寺文書】 越中

一九一六

當寺方丈之儀、守山に取申候條、殘小寺並山林之事不可有異儀候者也。

(前田)又 左

天正十三年
後八月十一日

利家 在印

國泰寺

納所御中

【考據摘録】

一九一七

以上
御寺方丈之儀、守山に御用之儀に而被爲取候。然者殘候

小寺共、無別儀被爲參候。方丈之儀者、小屋かけ成共可被成候。其寺内共之儀、少も無別儀候旨、御印被爲參候條、若たれく兎角之儀申候共、御承引有間敷候。其上兎角之儀申候は、名字を極御注進可被成候。尙御使僧に申入候。恐惶謹言。

天正十三年
閏八月十一日

寺島甚之丞 在判

國泰寺

侍者禪師

閏八月十三日。羽柴秀吉、越前北莊城主堀秀政に、江沼郡の溝口秀勝及び能美郡の村上頼勝をその與力たらしむ。

【北徴遺文】

一九一八

越州・加州内知行方目録

- 一、拾壹萬九百四拾九石五斗四升 川北村
- 一、貳萬五千六百參拾五石六斗四升 城之橋東
- 一、參萬三千四百五拾四石九斗八升 舟橋与城之橋間
- 一、貳千百貳拾參石貳斗 西方内